



実施校	千葉県立東葛飾高等学校
指導者	富永 翔馬
学年／教科	1年／家庭
題材(単元)名	消費者問題を考える～身近な消費者トラブル～
育みたい生徒の姿	1 だまされない消費者 ②自立した賢い消費者 3 持続可能な社会に貢献できる消費者

1. 題材(単元)の目標

生活における経済の計画、消費者問題や消費者の権利と責任などについて理解させ、現代の消費生活の課題について認識させるとともに、消費者としての適切な意思決定に基づいて、責任をもって行動できるようにすること

2. 指導計画

時	指導内容
1	家庭の収入と支出を通して家計の構造を理解する 経済社会の変化が家庭経済に様々な影響を及ぼしていることを理解する
2	販売方法、支払い方法が多様であることを知り、購入時に適切な判断が必要であることを理解する 多重債務について理解し、陥らないよう意識と対応策を考える
3	具体的なライフイベントにかかる金額の紹介やこれからの人生における金銭的なリスクの確認を通して、今後の生活を見直す 公的年金の制度やローンの仕組み、奨学金について扱うことで、より身近な問題として位置付ける
4	消費者関連の様々な法律が制定され、国や各都道府県の機関が設置されていることを理解する

	消費者問題の発生の中で、消費者の権利に加え、消費者の責任についても提唱されたことを踏まえ、権利の保障とともに、消費者一人ひとりに責任があることも理解するすごろくゲームを通して、消費者市民の形成を考える
5 (本時)	財・サービスの購入はすべて契約であることを知り、契約の重要性を理解する 事例を通して、消費者のもつ権利や責任についての理解を深める

3. 本時

(1) 目標

契約の意味を理解した上で、消費者のもつ権利について考え、今後の自分自身の消費生活向上につなげることができる

(2) 展開

時配	指導内容 ● 学習活動 ○	教師の支援 ■ 評価 ◇	備考
見出 す 7 分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近なデリバリーの事例から、契約成立の瞬間について考える ● 契約の意味を理解させる ○ 契約と口約束のちがいを考える ● 法律・金銭・権利と責任などのキーワードを理解させる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消費者が商品を注文してから届くまでの流れを4つに分け、どの瞬間が契約成立の瞬間なのかを問うことで、生徒の思考を促す 	
自分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">両者の合意である契約を一方的に解除できる場合とは？</div>		



で取り組む8分	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者側、事業者側一方の要望だけで契約を解除できる場合を考える ●正当な契約ではない場合を理解させる 	<p>■考えが進まない生徒には、消費者側、事業者側が一方的に契約を解除した場合に起こる、もう一方の損失について考えるよう促す</p> <p>◇それぞれの立場から契約を解除できる場合を考えている</p> <p>(ノート・発言)</p>	
広げ深める30分	<ul style="list-style-type: none"> ○周りの人と考えを共有する ●消費者がもつ権利について説明する <ul style="list-style-type: none"> ①未成年者取消権 ②クーリングオフ ③消費者契約法 	<p>■ただ言葉を説明するのではなく、具体的にどのような場合に契約が無効あるいは取消になるのかを、問い合わせや実際の作業を交えつつ進める (例: 小遣いの範囲内とは、具体的にどのくらいの金額か。クーリングオフの通知書を実際に書く。など)</p>	<p>未成年者取消権を説明する際には、成年年齢の引き下げについても触れる</p>
まとめてあげる5分	<ul style="list-style-type: none"> ○3つの権利や法律に頼らない消費生活を送るにはどうすればよいかを考える 	<p>■本日の学習内容が、現実の世界で活用されないようとにと付け加える</p>	



4. 使用教材・資料

- 教科書（高等学校家庭基礎新版～ともに生きる・持続可能な未来をつくる～：第一学習社）
- パワーポイント

5. 成果と課題

(1) 成果

1つは、指導計画の見直しを行い、より消費者視点での学習を重視した。その結果、消費者としての今後の在り方を深く考えられただけでなく、事業者の視点から契約について考える生徒がいたこと。もう1つは、成年年齢の引き下げと関連させたことで、より身近なことだという意識が生まれ、自分自身の生活を振り返る機会になったことである。いずれも、授業中の発言や意見交流の様子、授業後のノートへの記述から感じた成果である。

(2) 課題

1つ目は本時の時間配分である。伝える、教える時間が多くなってしまい、生徒に考えさせたり、話し合いを経て方向性を導いたりする時間が少なくなってしまった。“契約の意味”を個人で再定義させたり、よりよい生活のためのまとめをさせたりすればよかったですと感じた。

2つ目は指導計画の難しさである。この単元に限ったことではないが、特に消費・環境分野は、家庭基礎の最後に位置付けることが多い。そのため、どうしても今までの授業時数との兼ね合いで時数を削減し、より内容を厳選する必要がある。常にこの“厳選”的意識をもって、1年間の計画を立て、実行に移したい。

3つ目は家庭科の特性について。教科名からして、家庭生活に基づいた学問である。様々な環境の変化を受けやすく、どの分野もその根幹こそ変わらないものの、情報は更新されることが多い。教員自身が常にアンテナを高く張り、情報を収集し、現代社会に合わせた授業の展開をし続ける必要があると、この単元、授業を実践し、より強く感じた。



6. 付録

○ 授業で使用した資料①

契約解除通知書

契約年月日 令和4年 ____月 ____日

商品名 _____

契約金額 280000円

販売会社名 株式会社 必勝研究会 柏営業所

担当者名 買手欲菜 氏

令和4年 ____月 ____日

契約者住所 千葉県柏市旭町3-2-1

氏名 _____

《例》

切手	□□□x x x x x
代 表 者	○ 株 式 会 社 ○ ○ 区 ○ ○ 塗 装 ○ 太 郎 様
	○ 市 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 番 ○ 号

契約解除通知書

契約年月日 令和〇年〇月〇日
 商品名 外壁塗装工事
 契約金額 1,500,000円
 販売会社名 株式会社〇〇塗装店
 担当者名 ○○太郎 氏
 上記日付の契約を解除します。
 尚、支払い済みの1,500,000円をすみやかに返
 金し、商品を引き取って下さい。

令和〇年〇月〇日

契約者住所 ○〇市〇〇区〇〇町〇〇番
 地
 氏名 ○○花子

○ 授業で使用した資料②

資料（未成年者契約取消の事例）

■事例：未成年の娘がインターネットの広告を見て、サプリメント購入申込をした。事業者は未成年者契約取り消しには応じたが、配送料は別途支払う必要があると言われ、納得できない。（40歳代 女性）

■概要：娘（17歳）がネット広告を見て、痩せるサプリメントが300円で販売とあったので、小遣いで買えると思い、注文のメールを出した。その日のうちに、事業者から確認メールがあった。

内容は、販売回数6回。代金の支払いは初回のみ300円で、2回目からは500円になるとあった。びっくりして相談者である母親に相談した。娘の小遣い（月500円）ではとても支払える金額ではない。詐欺のようだ。

電話で解約を申し出るが、「契約は6回継続するものであり、途中ではやめられない」と解約を受け付けてもらえないとのこと。

■処理：担当者から「確かに未成年者であることは確認したので、解約には応じるが、すでに商品を発送済みであるから、配送料は支払ってもらう」との回答だった。未成年者契約取消の効果は、契約時にさかのぼって最初から無効なもの（なかったこと）とされるので、配送料を払う必要はないと主張したところ、「担当部署に確認し連絡することになった。後日連絡があり、「配送料について相談者、当室に間違った案内をした。配送料の支払いは必要ない」とのこと。

■未成年者契約取消の効果：これは、契約時にさかのぼって最初から無効なものとされ、未成年者自身又は法定代理人のいずれからでも取消ができる。取消の意思表示は、口頭でも有効だが、後のトラブルを避けるために書面で通知する。
 ①代金の支払い義務はなくなる
 ②未成年者が支払った代金があれば、返還請求ができる
 ③未成年者が受取った商品やサービスは、「現に利益を受ける範囲で」返還すればよく、現に利益が残っていないければ返還する必要がない→例として、今回のようなサプリメントを購入して一部を食べたとしても、未成年者は残っているサプリメントを返還すればよいことになる。

資料（クーリングオフの適用期間）

Saturday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
		1 火	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14 火休	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		



実施校	千葉県立佐倉高等学校
指導者	佐藤 一樹
学年／教科	1年／情報
題材（単元）名	情報システムが支える社会
育みたい生徒の姿	①だまされない消費者 ②自立した賢い消費者 ③持続可能な社会に貢献できる消費者

1. 題材（単元）の目標

情報システムとサービスについて、情報の流れや処理の仕組みと関連付けながら理解させ、それらの利用の在り方や社会生活に果たす役割と及ぼす影響を考えさせる。

2. 指導計画

時	指導内容
1	情報システムが支える社会

3. 本時

(1) 目標



NFT（非代替性トークン）の仕組みを理解すると共に、これからの中におけるNFT活用についてのメリットやデメリット、あるいは課題とするべき事柄に関して考察・検討し理解する。

(2) 展開

時配	指導内容 ● 学習活動 ○	教師の支援 ■ 評価 ◇	備考
見出す 10分	● 現金・電子マネー・暗号資産の違いについて理解させる。	■ 製造・配付・価値の保証などの観点を多面的にとらえさせる。	
自分で取り組む 10分	○ 現金・電子マネー・暗号資産について、「どこで」「どんなもの」を購入することができるのかを調べ、まとめる。	■ 暗号資産において、投資目的以外に、「何かを買う為のもの」ということを意識させる。 ◇ 最新の情報を元に調べることができているか。	
広げ深める 20分	● グループで、暗号資産の使い方について意見を共有させる。また、個人でNFTのメリット・デメリットを考えさせる。	■ NFT マーケットプレイスというキーワードで、グループ毎に意見を共有し、さらに実際にどのように取引されているのかをPC等を使って確認させる。	
まとめあげる 10分	○ NFT のメリット・デメリットについて発表する。 ● 今後の「買い物」の変化について説明する。	■ 「難しそう」「使いたくない」という意識を持たせずに、適切な利用をすることで生活の幅が広がる可能性がある事を理解させる。	



4. 使用教材・資料

- 教科書
- 各種 Web サイト

5. 成果と課題

(1) 成果

新しい消費の形を理解すると共に、電子決済等の実態のない通貨の扱い、それらを支えるセキュリティについて理解させることができた。

(2) 課題

NFT を含め、新しい消費の形や仕組みが日に日に増していく中で、それらの仕組を理解し、活用するための力を継続して身に付けさせること。



実施校	柏市立柏高等学校
指導者	三宅 史紘
学年／教科	3年／公民
題材（単元）名	福祉社会と日本経済の課題 2 消費者問題
育みたい生徒の姿	①だまされない消費者 2自立した賢い消費者 3持続可能な社会に貢献できる消費者

1. 題材（単元）の目標

家計、企業、政府間の情報格差という情報の非対称性の観点から消費者保護の重要性を理解させる。

消費者の自立支援の必要性を学び、消費社会において消費者主権を確固とすることの大切さを理解させる。

2. 指導計画

時	指導内容
1	消費者主権と消費者問題について理解させる。
2	消費者の自立の重要性について理解させる（本時）

3. 本時

(1) 目標



1. 現代におこる様々な悪質商法を調べ、消費者主権が損なわれる危険性を理解する。
2. 消費者が、保護されるだけでなく自立して生活していくことの重要性を理解させる。
3. 啓発活動を行うことで、主体的に消費社会に参加する力を身に付ける

(2) 展開

時配	指導内容 ● 学習活動 ○	教師の支援 ■ 評価 ◇	備考
見出す	消費者保護ポスターをつくろう		
5分	○ NHK「ストップ詐欺被害！私はだまされない！」の映像をみて、ポスター作製の参考にする。	■ 前時に学んだ誇大広告や悪質商法の例を振り返り、ポスターを作成して啓発する対象を意識させる。	
自分で取り組む	○ 配布された一人一枚のB4用紙に、悪質商法防止ポスターを作成する。 ● 啓発する対象の年齢や性別、家族構成などをふまえながら、対象の方に注意してほしいことや教えてあげたい情報をポスターにのせられるように指導する。	■ キヤッチフレーズを入れるなど、掲示した際に目につきやすく、わかりやすいものとなるようアドバイスをする。 ◇ 騙されてしまう人の心理や悪質な商法の事例をふまえながら啓発することができるか。	
広げ深める	○ グループをつくり、グループ内でポスターを見せ合いながら発表する。 ○ 悪質商法の事例と、それを防止するためにどのように注意すべきかを他者に説明する。	■ グループ内で良いものを一つ決めるため、生徒同士で評価し合えるように評価基準を設ける。 ◇ 自分の調べたことや考えを他者に説明できるか。	



まとめ あげる 1 0 分	<p>○ グループで選ばれたポスターのなかから、投票で一番良いものを決める。</p> <p>○ 作成したポスターは、悪質商法から守りたい身近な大切な人に、後日説明してプレゼントする。</p>	<p>◇ 授業で学んだことを実生活で生かすことができるか。</p>	
---------------------------	---	-----------------------------------	--

4. 使用教材・資料



政治・経済（東京書籍）

NHK首都圏ナビ <https://www.nhk.or.jp/shutoken/>

5. 成果と課題

(1) 成果

一人一人が実際にある悪質商法を調べることで、世の中にあふれる様々な情報を共有することができた。教員一人がいくつかの事例を紹介するよりも、より多角的な視点から学ぶことができたと考える。また、身近な大切な人に啓発するというテーマをもったことで、より主体的・自発的な学び場にすることができた。

(2) 課題

2時間構成で行い、1時間はポスター作製に費やすと、よりよい作品となり、生徒も自信をもって発表できたと考えている。年間授業計画に基づき、時間に余裕をもって消費者教育を行えるようにしていきたい。